茨木市SDGS推進ガイドライン

1 本ガイドラインの位置づけ

SDGs(エス・ディ・ジーズ)は「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、2015年に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を目標に、地球上の「誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットが設定され、経済・社会・環境を巡る広範な課題に対し統合的に取り組むこととしています。

地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、人口減少や地域経済の縮小等の地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

本市では、総合計画に基づき、多様な人たちが出会い、集い、活動が生まれることにより、誰もが安全安心、豊かさ幸せを実感できる「共創」のまちづくりを推進しています。

このような本市の施策の方向性は、SDGsの理念との関連が非常に深く、総合計画等に基づく施策の推進が、SDGsの推進にも資するものといえます。

以上を踏まえ、施策の立案・展開の各過程においてSDGsの理念を取り入れ、取 組をさらに推進していくため、市の取組姿勢や部・課等が取り組むべき事項などを ガイドラインとして定めるものです。





2 市の取組姿勢

(1) 施策・取組の推進によるSDGs達成への貢献

総合計画等の推進によりSDGsの達成に貢献することを基本に、多様な主体とのパートナーシップのもとで、様々な施策に取り組みます。

総合計画では、各施策とSDGsとの関連性を以下のとおり整理していますが、 これら関連が深い目標の達成にとどまらず、そこを起点として、他の目標へと連 鎖・波及させていく可能性を絶えず検討します。

■ 各施策と SDGs の目標との関係

番号	施策名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1	地域福祉	0	0	0					0		0	0					0	0
1-2	高齢福祉			0	0				0		0	0					0	0
1-3	障害福祉			0	0				0		0	0					0	0
1-4	健康づくり・地域医療	0	0	0							0							0
2-1	子育て	0	0	0	0	0					0						0	0
2-2	教育				0	0					0							0
3-1	生涯学習	0		0	0	0			0		0						0	0
3-2	スポーツ			0		0					0							0
3-3	文化芸術			0	0	0			0		0	0	0					0
3-4	人権・ダイバーシティ				0	0					0	0					0	0
3-5	つながり					0					0	0						0
4-1	防災					0					0	0		0				0
4-2	消防·救急					0						0						0
4-3	防犯·消費者教育	0		0								0	0					0
5-1	交通											0						0
5-2	産業・観光・労働	0	0	0		0			0	0		0						0
5-3	都市計画							0		0		0		0		0		0
5-4	住環境											0	0					0
6-1	脱炭素							0					0	0				0
6-2	自然環境						0							0	0	0		0
6-3	資源循環							0					0	0				0
6-4	生活環境			0			0					0	0		0			0
7-1	行政運営											0						0
7-2	財政運営											0						0

出展:第6次茨木市総合計画 前期基本計画

(2) SDGsの理念等の普及·啓発

施策の立案・展開にかかわる職員一人ひとりがSDGsに関する認識を深め、 日々の業務に取り組むよう、研修の実施や、さまざまな機会を捉えた情報提供等 に取り組みます。

また、SDGsは単なる行政だけの目標ではなく、市民の皆さまや事業者、団体など(以下、「市民等」といいます。)の各主体がその目標を認識・共有し、連携しながら取り組んでいくべきものであるため、各主体のSDGsへの理解を深め、連携を促す普及・啓発に積極的に取り組みます。

3 部・課等の取組指針

(1) 施策・取組の推進によるSDGs達成への貢献

多様な主体との協働・共創のもと、所管する施策・取組の推進により、SDGsの達成に貢献します。

また、所管する分野別計画等の策定・改定時には、位置付ける施策・取組と SDGsとの関連性について、アイコン等を活用して整理・明示します。

(2) SDGsの理念等の普及·啓発

所管する施策、関連団体が実施する取組において、SDGsの達成に深く関連する事業のチラシやパンフレット等を作成し、またはイベント等を企画する際(指定管理者等によるものも含む)には、SDGsの解説やアイコン、ロゴマーク等の掲載などを通じて普及・啓発に取り組みます。

また、所管する分野別計画等の策定・改定時には、必要に応じてSDGsの解説等を付するとともに、市民アンケート等の機会を捉えて、SDGsへの市民認知度の確認に努めます。

そのほか、市ホームページや広報等、様々な媒体を活用し、SDGsの浸透を図ります。

≪アイコン、ロゴマークの活用基準について≫

活用にあたっては、国連が作成し、国連広報センターが翻訳したガイドライン*を遵守し、「次なる茨木へ。」との組み合わせロゴマークの右隣に、当該施策・取組が関連するSDGsのアイコンを配置する(以下の基本的な使用パターン参照)ことを基本とします。

※ アイコン等の色を変更しないことや、縦横比を変更しないこと、トリミングしないことなどが 位置付けられています。

・基本的な使用パターン











茨木市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

ただし、掲載スペース等の関係から、上記方法によることが困難な場合は、 アイコン単体またはロゴマーク単体での掲載も可とします。

・アイコン







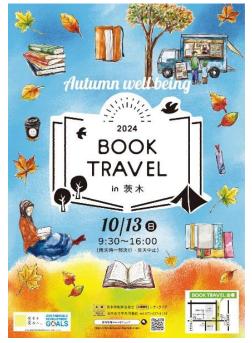
・「次なる茨木へ。」との組み合わせロゴマーク





茨木市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

(参考 チラシへのSDGsアイコン掲載事例)





4 各職員の取組指針

(1) 部・課等の長

部・課等の長は、それぞれ部・課のSDGs推進の責任者として、所管する施策、 関連団体が実施する取組とSDGsとの関連性について日頃から意識するととも に、関連が深い目標の達成にとどまらず、そこを起点として、他の目標へと連鎖・ 波及させていく広い視野を持ちます。

また、部・課の取組の進捗状況等について随時確認を行い、職員の積極的な姿勢を引き出すよう、必要な指導・助言を行います。

(2) 職員

日々の業務や研修会、その他さまざまな機会を捉えて、SDGsに関する認識を深めます。

また、SDGsの理念やその達成等、広い視野を持ちながら、関係課及び多様な 主体との協働・共創のもと、自らの業務に取り組むとともに、市民等と連携した 「共創」の取組を進めるときには、当該取組とSDGsとの関連性について、市民等 が意識することができるように工夫します。

【別紙】17のゴールと自治体の果たしうる目標

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)は、SDGsに対する自治体の果たし得る役割について、以下のとおり示しています。

※「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン - (2018年3月版(第2版))(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)」に基づき作成

ゴール	自治体の果たし得る役割					
	【目標1】貧困をなくそう (NO POVERTY)					
1 貧困を なくそう	自治体は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジ					
M ratain	ションにいます。各自治体において、全ての住民が必要最低限の暮					
/W\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められ					
	ています					
O 4144	【目標2】飢餓をゼロに(ZERO HUNGER)					
2 飢餓を ゼロに	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産など					
(((の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地					
	利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生					
	産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます					
	【目標3】すべての人に健康と福祉を					
3 すべての人に 健康と福祉を	(GOOD HEALTH AND WELL-BEING)					
. A	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険					
<i>-</i> ⁄√/ •	制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に					
	保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も					
	報告されています					
■ 医内室内检查性	【目標4】質の高い教育をみんなに(QUALITY EDUCATION)					
4 質の高い教育を みんなに	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果た					
	すべき役割は非常に大きいといえます。住民の知的レベルを引き上					
	げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体の取り組					
	みは重要です					
严 约二·5.并 亚生生	【目標5】ジェンダー平等を実現しよう(GENDER EQUALITY)					
5 ジェンダー平等を 実現しよう	自治体による女性や子どもたちの弱者の人権を守る取り組みは大					
(a)	変重要です。また、地方行政や社会システムにジェンダー平等を反					
¥	映させるために、自治体職員や審議会等の委員における女性の割合					
	を増やすのも重要な取り組みといえます					
	【目標6】安全な水とトイレを世界中に					
を全な水とトイレ を世界中に	(CLEAN WATER AND SANITATION)					
	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤で					
	す。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、					
	水資源の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な					
	責務です					

ゴール	自治体の果たし得る役割					
	【目標7】エネルギーをみんなにそしてクリーンに					
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	(AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY)					
1 +0000-00	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、					
-0-	住民が省/再エネ対策を推進するのを支援したり等、安価かつ効率					
	的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やす					
	ことも自治体の大きな役割といえます					
	【目標8】働きがいも経済成長も					
働きがいも 経済成長も	(DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH)					
₩ 経済放長も	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の					
	創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や					
	社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可					
	能な立場にあります					
	【目標9】産業と技術革新の基礎をつくろう					
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(INDUSTRY, INNOVATION, AND INFRASTRUCTURE)					
● 単価をつくかり	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有して					
	います。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り					
	込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献す					
	ることができます					
	【目標 10】人や国の不平等をなくそう					
10 人や国の不平等 をなくそう	(REDUCED INEQUALITIES)					
1	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担う					
\ \ \\	ことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のない					
	まちづくりを行うことが求められています					
	【目標 11】住み続けられるまちづくりを					
11 住み続けられる まちづくりを	(SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES)					
#5000	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進める					
▲#4_	ことは首長や自治体職員にとって究極的な目標であり、存在理由そ					
	のものです。都市化が進む世界の中で自治体の果たし得る役割はま					
	すます大きくなっています					
	【目標 12】つくる責任つかう責任					
	(RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION)					
12 つくる責任 つかう責任	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要な					
	テーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を					
	見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境					
	教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能で					

す

ゴール	自治体の果たし得る役割
	【目標 13】気候変動に具体的な対策を(CLIMATE ACTION)
13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化
	しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、
	気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求め
	られています
	【目標 14】海の豊かさを守ろう(LIFE BELOW WATER)
14 海の豊かさを 守ろう	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれてい
***	ます。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出るこ
	とがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講
	じることが重要です
	【目標 15】陸の豊かさも守ろう(LIFE ON LAND)
15 陸の豊かさも 守ろう	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が
	大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するために
	は、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その
	他関係者との連携が不可欠です
A B TOLOTA	【目標 16】平和と公正をすべての人に
16 平和と公正を すべての人に	(PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS)
	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っていま
	す。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、
	暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます
	【目標 17】パートナーシップで目標を達成しよう
17 バートナーシップで 目標を達成しよう	(PARTNERSHIPS FOR THE GOALS)
•	自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPOなどの多く
	の関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在
	になり得ます。持続可能な世界を構築する上で多様な主体の協力関
	係を築くのは極めて重要です